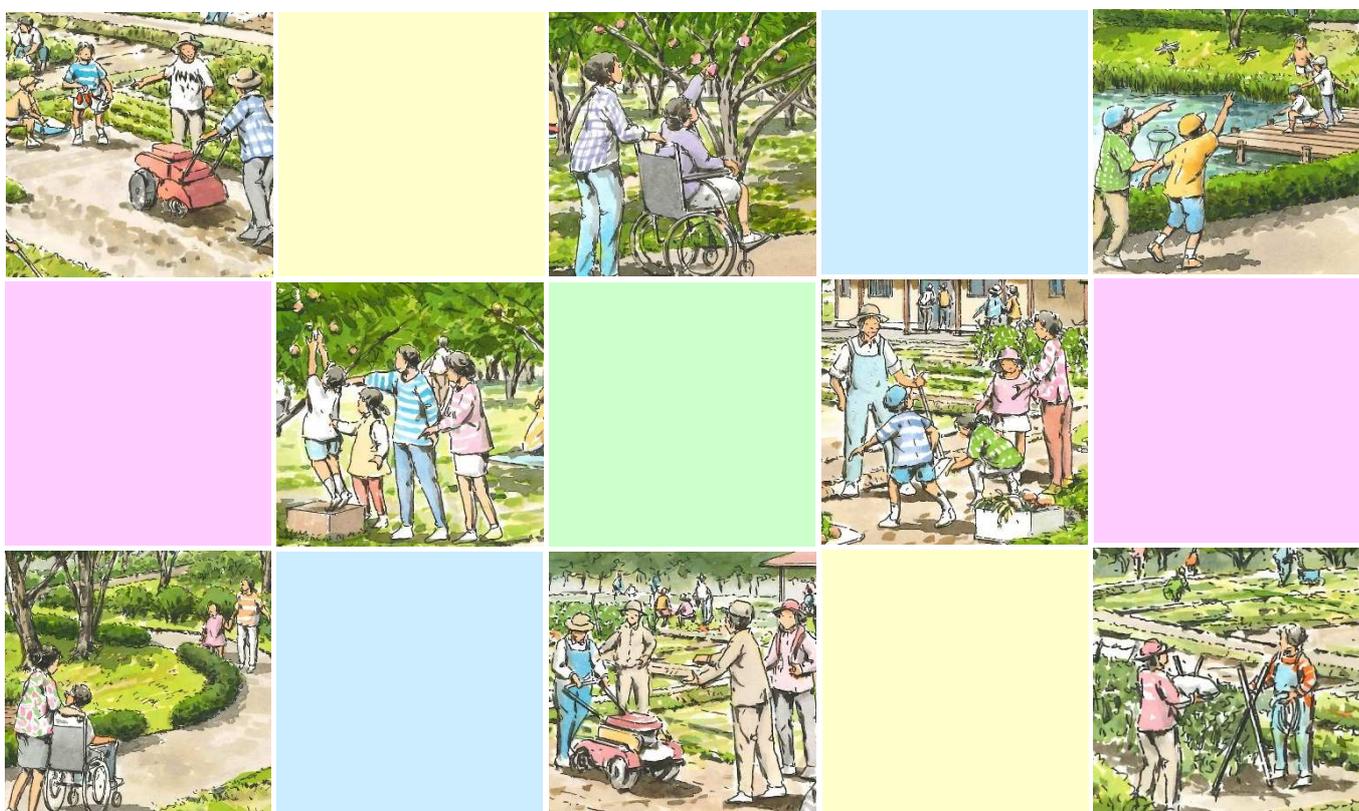


(仮称) 小牧市農業公園 整備基本構想 (修正)



平成 30 年 6 月
小 牧 市



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

目 次

序 章	… 3
1. はじめに	… 3
2. 計画の対象	… 4
(1) 位置と規模	… 4
3. 関連計画	… 5
(1) 国における食育に関する取り組み	… 5
(2) 国における環境に関する取り組み	… 5
(3) 国における都市農業の振興に関する取り組み	… 5
(4) 愛知県における食育及び環境に関する取り組み	… 6
(5) 小牧市における上位関連計画	… 7
第1章 現況特性と課題の整理	… 9
1. 広域条件の整理	… 9
(1) 小牧市の特性	… 9
(2) 人口	…10
(3) 産業	…11
(4) 交通網	…13
2. 敷地条件の整理	…14
(1) 交通条件	…14
(2) 土地利用状況	…14
(3) 地形・土壌	…14
(4) 植生	…14
(5) 景観	…14
(6) 法規制	…15
(7) 周辺施設	…15
3. 市内の市民農園など	…16
(1) 小牧市が管理する市民菜園等	…16
(2) 尾張中央農協が管理する市民菜園	…16
(3) 特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークが管理する市民菜園	…17
4. 市民アンケート等	…18
5. 整備計画の見直し	…22

第2章 基本構想	…24
1. 事業コンセプト	…24
(1) 基本理念	…24
(2) 基本方針	…25
2. 施設整備のあり方	…26
(1) 土地利用の考え方	…26
(2) 動線計画の考え方	…32
(3) 基盤施設計画の考え方	…33
(4) 施設の規模の考え方	…34
3. 周辺施設との連携	…34
4. 環境への取り組み	…34
5. 管理運営のあり方	…35
(1) 管理運営のための必要な体制	…35
(2) 管理運営のための形態	…35
6. 概算事業費	…36
7. 今後のスケジュール	…36

序 章

1. はじめに

本市は、(仮称)小牧市農業公園について、多くの市民、特に将来を担う子どもたちが食に対してより興味を深めるための「食育と環境」を伝えるための施設を目指し、平成20年3月に「(仮称)小牧市農業公園整備基本構想」を策定しました。

この基本構想に基づき、平成20年度には施設整備や管理運営方針を記した「(仮称)小牧市農業公園整備基本計画」を、平成22年度には「(仮称)小牧市農業公園整備基本設計」を策定してまいりました。

しかしながら、建設費に多額の費用を要すること、集客などが見込めないことなどにより、一時、計画を凍結する判断をし、平成25年小牧市議会第1回定例会において報告をしてまいりました。

それ以後、整備計画の白紙見直しとともに事業内容の精査、事業用地の利活用などについて様々な意見も踏まえ、検討を進めてまいりました。

農業公園の事業検討における課題として、事業費の縮減に向けた取り組みと、農業振興に向けた土地活用という2つの観点から、事業全体を見直したものです。

その結果、位置については、桃花台ニュータウンから約300メートル余りという利点と、南向きの斜面が多くを占めていることから、現位置が農業への活用にあふさわしい用地と判断したものです。規模については、事業区域を当初約11ヘクタールとしておりましたが、農業への活用において不向きな用地の精査や建設コストの縮減を検討し、市道岳造1号線西側用地の約6ヘクタールを本市の農業振興を図っていく上でふさわしい規模と判断したものです。機能については、多くの都市住民が自ら作付できる農園の需要への活用が図れるとともに、モモ栽培サポーターをはじめとした後継者、新規就農者などを育成、拡充する場となるものと判断し、これらの考えを平成27年8月の産業建設委員会において説明をしてまいりました。

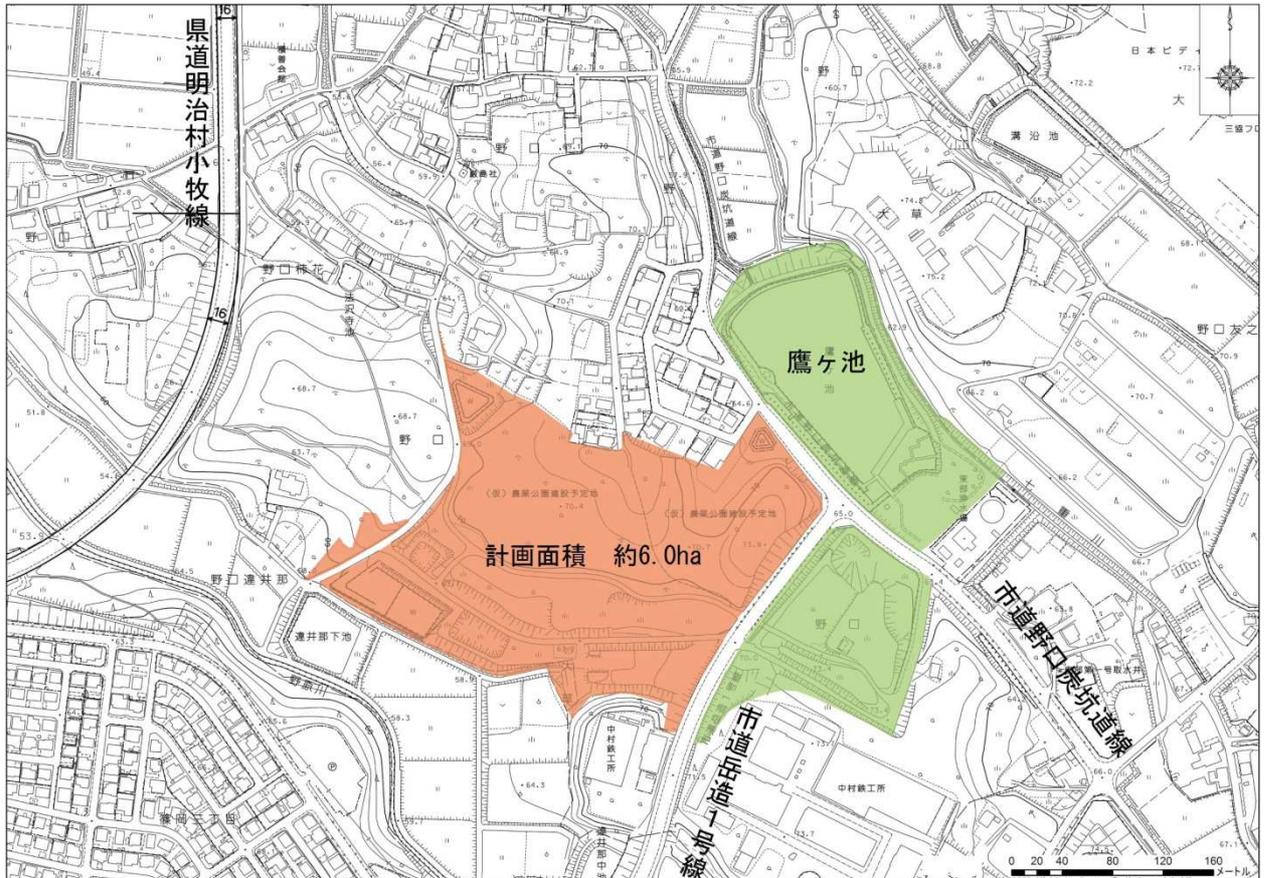
平成27年度に事業用地の活用及び計画の見直しを再検討するために、(仮称)小牧市農業公園検討委員会を設置しました。

本「基本構想の修正」は、これまでの流れを汲み、また検討委員会において、現地や県内他市の農業関連施設の視察を実施した折の委員意見や市民アンケートの結果を受け、農業への関心や営農意欲を育む農業関連施設の必要性を考慮した結果、事業用地の利活用について、従前からの基本理念である「食育と環境」を念頭に土地利用や管理運営などの基本構想の再構築を進め、策定したものです。

2. 計画の対象

(1) 位置と規模

計画地は小牧市の東部、桃花台ニュータウンの北東部に位置します。
事業の見直しによる区域縮小に伴い、計画区域は市道岳造1号線の西側区域となる樹林地や荒地となっている敷地約6ヘクタールを対象地とします。



凡例

記号	区分
	現在の計画区域
	当初計画地に 含まれていた区域

3. 関連計画

(1) 国における食育に関する取り組み

平成 17 年に「食育基本法」が公布、施行され、食育は国民運動として推進されることとなりました。現在は、平成 28 年度に、平成 32 年度を目標とする、第 3 次計画となる「食育推進基本計画」が策定され、「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」を重点課題として、また、重点課題に取り組むにあたって、「子どもから高齢者まで、生涯を通じた取組を推進」、「国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等が主体的かつ多様に連携・協働しながら食育の取組を推進」の 2 つの視点に留意する必要があると示しています。

(2) 国における環境に関する取り組み

平成 5 年に「環境基本法」が公布、施行され、地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としています。

また、環境の保全に関する基本的施策として「環境の自然的構成要素が良好に維持」、「生物多様性の確保等」及び「人と自然との豊かなふれあいの確保」が掲げられています。

(3) 国における都市農業の振興に関する取り組み

平成 27 年に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、「都市農業振興基本法」が制定されました。基本法においては、国及び地方公共団体が講ずべき基本的な施策として、農作業を体験できる環境の整備や農業に関する知識・技術の習得の促進などが掲げられています。

(4) 愛知県における食育及び環境に関する取り組み

①食と緑の基本計画 2020

愛知県は、平成16年4月に施行した「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念を実現するために、2020年度を目標年度とする「食と緑の基本計画2020」を策定しました。本計画は、食と緑に関する施策の基本的な方針や目標を取りまとめたほか、愛知県の強みや特長を生かした重点的なプロジェクトを打ち出すなど、愛知にふさわしい競争力のある農林水産業の実現に向けた新たな計画として推進していくものです。また、「競争力の高い農林水産業」、「農林水産業への理解」、「元気な地域づくり」の3つの視点から「めざす姿」を掲げ、施策を体系化するものです。

②あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画）

愛知県は、平成18年11月に策定した「あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画）」において、関係者が連携・協力し、家庭、学校等、職場、地域のあらゆる機会や場所において、県民が主体的に食育に取り組むための指針を定めています。

平成28年3月には、県民一人一人が食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針として、「あいち食育いきいきプラン2020（第3次愛知県食育推進計画）」が策定されました。

本計画は、平成32年度を目標とし、「あいち食育いきいきプラン」（第1次計画）及び「あいち食育いきいきプラン2015」（第2次計画）の特徴である「体」、「心」、「環境」に着目した食育を継承することにより、健康で活力ある社会の実現を目指し、各種取り組みを進めているものです。

③愛知県環境基本計画

愛知県は、平成9年8月に、愛知県環境基本条例に掲げている3つの基本理念「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」のもと、「愛知県環境基本計画」を策定しました。

その後、人口の減少、資源制約の強まり、経済・社会のグリーン化の進展など、社会経済情勢は大きく変化し、地域の環境問題に加え、地球温暖化の進行や生物多様性の損失などの地球環境問題は緊急性を増し、環境政策の多様化への確に対応することが求められる状況となりました。

これにより、持続可能な社会の形成に向けた取組を一層進めるため、平成26年5月に「第4次愛知県環境基本計画」が策定され、現在、計画の目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、取組を進めているものです。

(5) 小牧市における上位関連計画

①第6次小牧市総合計画新基本計画

平成21(2009)年度～30(2018)年度を計画期間とする「第6次小牧市総合計画」は、“人と緑 かがやく創造のまち”を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを積極的に推進しています。こうした中、中間年となる平成26(2014)年度からスタートした新たな基本計画では、「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に取り組んでいます。

この中でまちづくりの機軸として、夢やチャレンジの象徴であり、次代の地域を担う子どもたちのさまざまなチャレンジを地域全体で応援する都市を目指す「こども・夢チャレンジNo.1都市」をはじめとする3つの都市ビジョンと4つの戦略を掲げています。

新基本計画では、基本施策4. 環境においては、「環境意識を高めます」と位置づけており、その目的として、次代を担う子どもをはじめ、より多くの市民が空気や水、土壌などの身近な地域環境を良好な状態に保つための活動に主体的に取り組めるようにすることとし、その手段として市民環境講座や水生生物調査などの環境学習の内容を充実することとしています。

基本施策19. 農業においては、「地産地消の環境づくりを推進します」、「農業にふれあえる機会を充実します」と位置づけています。「地産地消の環境づくり」の目的として、生産者と消費者の交流を促進するとともに、新鮮で安全な地元農産物の域内消費を拡大することとし、その手段として地元で生産された新鮮な農産物を入手できる直売所や朝市などの情報を積極的に発信することとしています。また、「農業にふれあえる機会の充実」の目的として、農業・農地が担っている多面的な役割に対する市民の理解を深め、地域ぐるみで農業を守り支えていく活動につなげていくこととし、その手段として市民菜園事業や農業体験事業など市民が農業とふれあえる機会を増やすこととしています。

②小牧市食育推進計画

食育基本法第18条に基づく食育推進計画として、平成21年度には「食でつながろう こまきの輪」を食育の進める方向として掲げた第1次小牧市食育推進計画が策定され、また、平成24年度には第1次計画を踏襲した第2次小牧市食育推進計画が策定され、食育の推進を図ってきました。平成29年3月に、本市の食育の問題を横断的にとらえるとともに、食育をさらに推進するために「第3次小牧市食育推進計画」が策定され、各種取り組みを進めているものです。

③小牧市環境基本計画

小牧市環境基本計画は、平成15年3月に、「協働による環境創造」、「共生による環境創造」、「循環による環境創造」の3つの基本理念を掲げ、『尾張野の四季の恵みが実感できるまち』を小牧市の目指す環境像として策定されました。

その後、社会情勢の変化や長期的な展望を踏まえ、平成25年度から6年間を計画期間とする第2次の計画が策定されました。

計画では、都市の緑については、市民との協働のもと、まちなかの環境を高める緑を増やし、さらに公園緑地などの緑の質を改善し、高めていくことに取り組んでいくことが示されています。

④小牧市都市計画マスタープラン

現行の都市計画マスタープランの策定後6年が経過し、この間に実施してきた施策・事業の進捗、都市計画を取り巻く法制度の改正、社会経済情勢の変化など、今日的な動向・課題に対応するとともに、総合計画などの上位計画や関連計画と連携・整合を図るため、平成27年度より見直し作業が進められ、平成29年4月に新たにプランが策定されました。新たな「小牧市都市計画マスタープラン」において、地域のまちづくりの目標として、篠岡地域は「都市と自然が共生し、豊かなコミュニティと新たな活力を育むまち」としています。

⑤小牧市緑の基本計画

「小牧市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定された緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、平成16年度に、目標年次を平成32年、中間年次を平成21年として策定され、これに基づき市内の緑の保全及び緑化の推進に取り組んできました。

その後、上位・関連計画との整合を図りながら、これまでの計画に基づく施策の実施状況や、緑に関する社会経済情勢の変化などを踏まえて、より実効性の高い計画とするために、平成24年度に見直しがされました。

計画では、「身近な自然は、里山の荒廃や耕作放棄地などの増加など、質的な問題も顕在化しており、生態系の保全を含めた環境保全機能や、防災機能など、樹林地や農地などの持つ多様な公益的機能の低下も懸念されます」とされており、農業公園事業用地の持つ、里山、農地の有効な活用が必要であると考えます。

第 1 章 現況特性と課題の整理

1. 広域条件の整理

(1) 小牧市の特性

小牧市は、名古屋市の北方約 15km、濃尾平野のほぼ中心に位置し、市域面積は 62.81 平方キロメートルです。現在、153,289 人、66,209 世帯(平成 29 年 10 月 1 日)を擁しています。

昭和 34 年の伊勢湾台風による復興を契機に、農業依存からの転換と財政基盤の確立のため、積極的な工場と大型団地の誘致を図り、高度経済成長期に入ると、東名・名神高速道路・中央自動車道の 3 大ハイウェイの結節点や県営名古屋空港を擁するなど恵まれた立地条件を生かし、自立性の高い県下有数の工業都市へと発展を遂げてきました。

また、小牧市を大きく変貌させた桃花台ニュータウンの建設事業は、愛知県を事業主体として、322ha の新住宅市街地開発事業により開発が進められ、平成 10 年には人口 2 万 5 千人余の新しいまちが誕生しました。さらに、平成 13 年には名古屋都心部と小牧 IC を直結する名古屋高速道路小牧線が開通し、陸上交通の要衝としての地位をさらに確固たるものとなりました。

市街化区域内の土地利用の現況は、住宅地が最も大きな割合(約 30%)を占め、次いで工業地(約 21%)となっています。

当該計画地が所在する東部地区は桃花台ニュータウンを除き、その殆どが市街化調整区域に位置づけられており、特に圃場整備等の土地改良事業が施行された池之内・林地地区、野口・大山地区、大草地区をはじめとして、優良農地が広がっており、緑の多い地区となっています。



桃花台 NT を中心とした東部地区を南側から望む

(2) 人口

昭和 30 年の市制施行以来、企業誘致や桃花台ニュータウンをはじめとする住宅団地、高速道路網の整備が進み、昭和 30 年頃からは一貫して高い増加率を示してきました。

人口の推移は、昭和 35 年から 45 年までの 10 年間に、世帯数で約 2.5 倍、約 1 万世帯の増加、人口で約 2 倍、約 4 万人の増加となり、最近の 5 年間では、世帯数と人口で微増となっています。

年齢別の人口割合をみると、高齢化率は 23.6% (平成 29 年 10 月 1 日) に達しています。0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口ともに減少傾向が続いており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

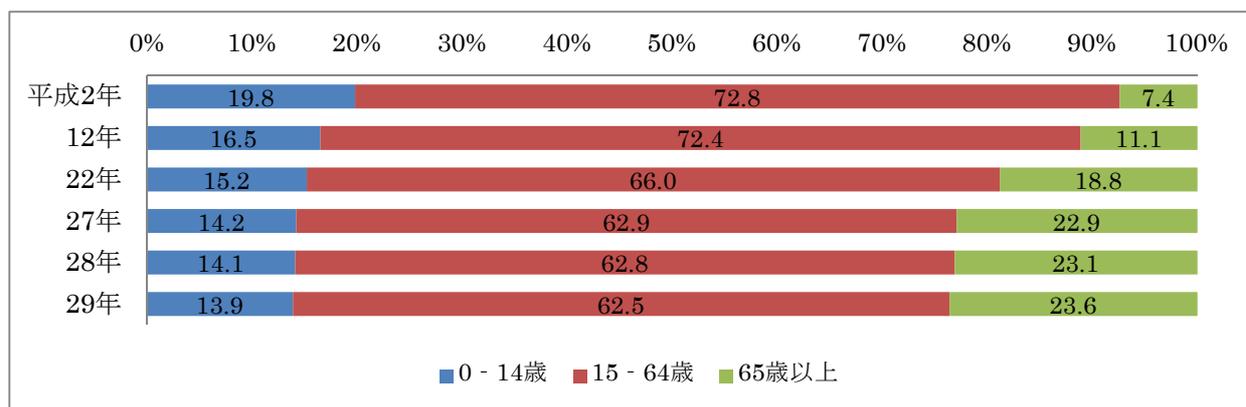
なお、第 6 次小牧市総合計画新基本計画では平成 45 (2033) 年には人口は 139,695 人に減少し、世帯数は 68,223 世帯に増加すると予測されています。

■小牧市の総人口の推移

	1970 年 昭和 45 年	1980 年 昭和 55 年	1990 年 平成 2 年	2000 年 平成 12 年	2010 年 平成 22 年	2015 年 平成 27 年	2016 年 平成 28 年	2017 年 平成 29 年
総人口 (人)	79,842	103,985	125,261	125,821	153,687	153,728	153,617	153,289
世帯数	19,760	30,656	39,466	52,782	62,140	65,009	65,758	66,209

(毎年 10 月 1 日時点の数値)

■小牧市の年齢階層別人口の推移



(毎年 10 月 1 日時点の数値)

(3) 産業

小牧市の工業は、大都市名古屋の近郊という立地条件や広域交通の利便性に恵まれ、一般機械器具製造業を中心に順調に発展を遂げてきました。平成 24 年経済センサス調査において、本市の商工業者数は 6,033 社でそのうち小規模事業者数は 4,161 社(69.0%)という実態となっています。

また、同センサスの産業小分類、市町村ランキングにおいて『小牧市』は、全国 1,742 市町村における「事業所数」のランクで 156 位に、「付加価値額」では、75 位(477,943 百万円)であり、更に「売上(収入)金額の製造業部門」では、47 位(1,123,419 百万円)となり、工業都市が色濃く伺える結果となっています。

商業は、平成 24 年経済センサスの産業小分類、市町村ランキングでは「売上(収入)金額の卸売業、小売業部門」71 位(738,238 百万円)となっており、機械器具卸売、建築材料・鉱物・金属材料等卸売の売上(収入)金額が、全体の 65%を占めています。

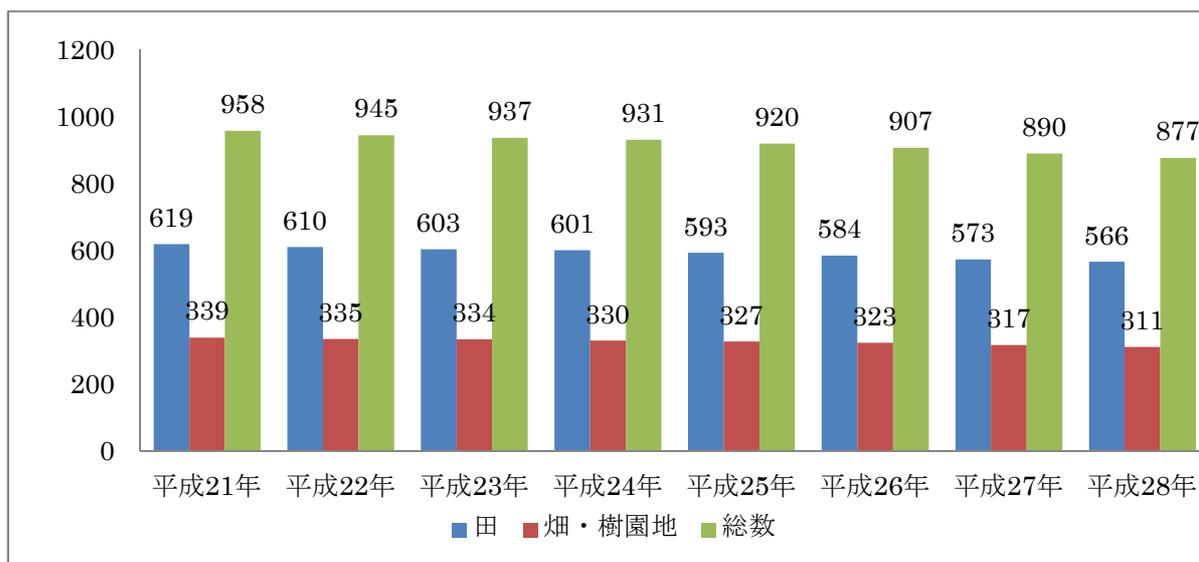
小売業では、大型店舗や全国にわたって店舗展開をしているチェーン・ストアの outlet により、既存商店街等をはじめ、小規模事業者の廃業が進行しています。

物流は、東名・名神高速道路及び中央自動車道の結節点としての地の利を活かし、昭和 41 年に県企業庁によりトラックターミナルが建設され、約 30 社もの物流関係企業による内陸の物流基地を形成しています。

農業については、江戸時代に築かれたかんがい用水により新田開発が盛んに行われ、昭和 30 年代に至るまで「小牧菜どころ米どころ」といわれた農村地帯が形成されてきました。現在は都市化に伴う農地の宅地化とともに、第 2 種兼業農家がほとんどとなり、安定した農業経営が難しいため、耕作放棄などによる農地の荒廃化が進んでいることや、後継者不足による農業従事者の高齢化が問題となっています。市西部地区は水稲や野菜の栽培が主となっており、また、市東部地区においては、水稲のほか、果樹の生産農家が多く、特に桃、ブドウなどが多く栽培されておりますが、こちらにおいても後継者不足から離農される農家が見られるようになってきています。

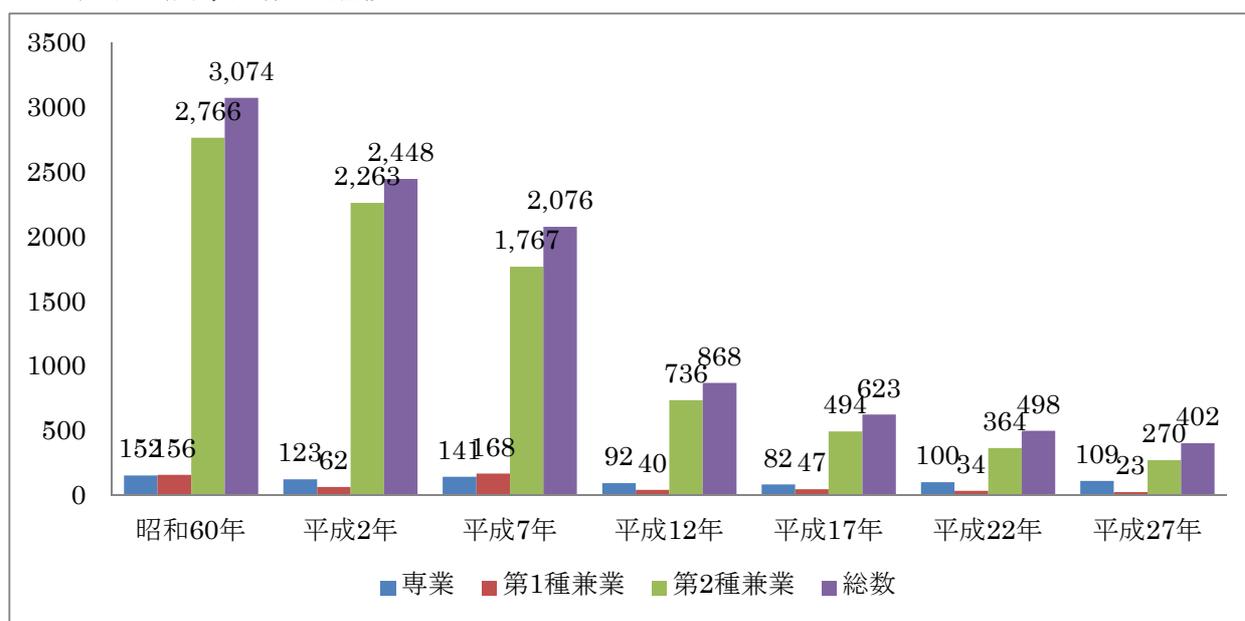
こうした中、市は JA 尾張中央と連携し、桃の栽培サポーター養成講座を開催するなど、生産者の維持・拡大を図っており、本市の代表的なブランド農産物の維持に努めています。

■小牧市の耕作地面積の推移 (ha)



出典：東海農林水産統計年報

■小牧市の農家戸数の推移



出典：東海農林水産統計年報

(4) 交通網

市内には、東名・名神高速道路、中央自動車道、名古屋高速道路が通り、2箇所のインターチェンジ（小牧 IC、小牧東 IC）を有しており、国道 41 号が南北に、そして国道 155 号が東西に伸び、幹線道路網が充実しています。また、市域南部には県営名古屋空港が位置しており、広域交通体系へのアクセス利便性に非常に優れ、陸空の交通の要衝として機能しています。

鉄道は、名鉄小牧線が南北に走り、名鉄小牧駅をはじめ 5 つの駅（小牧口、小牧、小牧原、味岡、田県神社前）を有しています。

バス網は、名鉄バス㈱が運行する名鉄小牧駅と J R 春日井駅、J R 勝川駅、名鉄岩倉駅を結ぶ路線、名鉄間内駅と名鉄岩倉駅を結ぶ路線、桃花台ニュータウンと J R 春日井駅、J R 高蔵寺駅を結ぶ路線、また、あおい交通㈱が運行する桃花台ニュータウンから J R 春日井駅や名鉄小牧駅方面を結ぶ路線を中心に形成されています。さらに、市中心部にある施設（市役所、市民病院、図書館等）の利用や中心市街地の買物施設の利用、レクリエーション施設（温水プール、市民四季の森、第 1 老人福祉センター野口の郷等）のある東部地区へのアクセスの確保などを目的とするこまき巡回バスが運行されています。

2. 敷地条件の整理

(1) 交通条件

計画地は、中央自動車道小牧東 IC から車で約 10 分、桃花台ニュータウンの北東部に位置しており、東側は市道岳造 1 号線、北側は市道野口炭坑道線、西側は市道法尺寺 5 号線に接しています。

公共交通機関としては、こまき巡回バスのバス停が 2 箇所あります。

「鷹ヶ池前」バス停（野口地内）が、計画地の北東方面、東側入口からおよそ 200m 徒歩 5 分程度のところに、「鷹ヶ池入口」バス停（篠岡三丁目地内）が、計画地の南方面、東側入口からおよそ 380m 徒歩 8 分程度のところにあります。

(2) 土地利用状況

計画地の大部分は樹林地と草地化した造成地となっており、南西側及び北西側には従前に整備された雨水調整池が整備されています。また、敷地南側の一部区域において、市内の街路樹等の剪定作業に伴い発生した枝葉のチップ化作業が行われています。

(3) 地形・土壌

計画地は、樹林地がある東から南西に掛けて徐々に標高が下がっていく地形となっています。

また、表層土壌は、「愛知県土地分類基本調査(1986)」によると、計画地の東側区域は乾性褐色森林土壌（未熟土系：矢田川統）、西側区域は黄色土壌となっています。

(4) 植生

計画地中央部の樹林地は、コナラやアベマキ等の生育する二次林となっており、竹の侵入も各所に見られます。草地については造成後に草地化したものであり、ススキやセイタカアワダチソウ、エノコログサ、クズ等が繁茂しています。

(5) 景観

計画地は桃花台ニュータウンに隣接しており、小牧市の都市域と田園地帯の結節部に位置しています。周辺部、特に南側には水田や果樹園が広がりを見せており、桃花台ニュータウンの住宅地を望むことができます。北側においては、農業用ため池である鷹ヶ池とともに遠景として、東部丘陵を形成する山々が連なっており、緑豊かな景観を形成しています。

(6) 法規制

計画地全域が市街化調整区域となっています。また、一部の土地は砂防法による砂防指定地に指定されているほか、樹林地は森林法での地域森林計画対象の森林となっており、農業公園の建設にあたってはこれらの法令等を遵守したものとする必要があります。

(7) 周辺施設

計画地の北東約1kmには、都市公園である総合公園「市民四季の森」があります。「遊・学・触 in the nature 自然」をテーマに27.8haの公園整備がされており、多くの市民の憩いの場であるとともに、遊具広場、ディスクゴルフ、パークゴルフやソリすべりなど、運動とレクリエーションを目的と施設となっています。

計画地の北側約1kmには、隣接する環境センターの余熱を利用した「温水プール」があり、造波・流水・溪流・スライダー・冒険・ちびっこ・競泳など多種目のプールを備えた大規模屋内レジャープールとして、1年を通じて多くの市民に利用されています。

「温水プール」の西隣には、「第1老人福祉センター野口の郷」があり、高齢の方々の憩いの場として利用されています。

計画地の東側約1kmには、「エコハウス・小牧」があります。

「エコハウス・小牧」には「リサイクルハウス」と「プラザハウス」があります。「リサイクルハウス」は、ゴミの処理のほか、かん・ペットボトル・あきびんのリサイクルを行っています。

「プラザハウス」では、リサイクル体験教室が行われており、楽しみながらリサイクルについて学ぶことができます。

計画地の北側約800mには、地元で栽培したぶどうを一部使って製造したぶどう酒などを販売する「小牧ワイナリー」が、また、計画地より南西約2kmには、小牧市の農業者が作った地元野菜などを販売する尾張中央農協の「グリーンセンター桃花台店」があります。

いずれの場所も、近くの停留所まで巡回バスを利用して訪問することが可能です。

3. 市内の市民農園など

(1) 小牧市が管理する市民菜園等

■藤島市民菜園について

- ・市民に園芸知識の普及啓発を図るとともに、併せて自家用野菜などを栽培し、生産することにより情操を高めることを目的に、運営しています。

■池之内市民菜園について

- ・農業アドバイザーによる野菜づくりの助言・指導や耕運機の動かし方などのアドバイスが受けられます。
- ・収穫された野菜を池之内市民菜園の利用者で祝う収穫祭が催されます。

藤島市民菜園と池之内市民菜園の使用面積と区画数

	使用面積	区画数	利用率(平成29年10月現在)
藤島市民菜園	7.5 m ²	1 区画	100.0%
	10 m ²	7 区画	85.7%
	15 m ²	155 区画	88.3%
	計	163 区画	88.3%
池之内市民菜園	23 m ²	46 区画	91.3%

■農業体験講座について

- ・野菜等の播種や定植、肥培管理等の講座や実習を行い、市民の農業に対する親しみや興味を育てるとともに、野菜栽培に関する知識を深め、農業の担い手を確保・育成することを目的としています。
- ・実習農場の所在 小牧市大字上末字東山地内
- ・体験事業の内容 通常講座は、年30回の通年コース

(2) 尾張中央農協が管理する市民菜園

■尾張中央農協が管理する市民菜園について

- ・農作物を育てることにより農業への関心と農業栽培に関する知識を深めることを目的に、菜園の貸し出しを行っています。

管理事務局	区画数	利用率 (平成29年10月現在)	場 所
尾張中央農協 小牧東部営農生活センター	13 菜園 230 区画	74% (市内の利用)	大草、池之内、岩崎など (市外83区画含む。)
尾張中央農協 小牧西部営農生活センター	4 菜園 94 区画	100%	小牧原、下小針中島など

(3) 特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークが管理する市民菜園

■特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワークが管理する市民菜園について

- ・家庭菜園に関する知識やノウハウを学ぶとともに、野菜づくりをきっかけに交流を深めることを目的とする家庭菜園です。

管理事務局	区画数	利用率 (平成 29 年 10 月現在)	場 所
特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク	60 区画	81.6%	池之内赤堀

4. 市民アンケート等

・平成 28 年 10 月に一般市民 1,500 名、小・中・高校生 973 名、幼稚園・保育園の保護者 594 名計 3,067 名を対象に実施されたアンケート調査の主な結果は、次のとおりです。

「農業」について興味がありますか。				
		一般市民	小・中・高校生	幼稚園・保育園の保護者
1	大変興味がある	6.5	6.6	5.8
2	興味がある	34.7	25.6	49.6
3	あまり興味がない	41.5	41.9	36.5
4	興味がない	14.8	24.8	7.3
	無回答	2.6	1.1	0.8

「農業」に関する体験をしたことはありますか。				
		一般市民	小・中・高校生	幼稚園・保育園の保護者
1	あ	44.6	43.2	45.9
2	な	55.1	51.8	52.5
	無回答	0.3	5.0	1.6

【意見】 1,899 名中 794 名が、「祖父母・実家の手伝い」などの体験を挙げました。

その内 63 名が幼稚園・保育園・学校による芋ほり等の体験教室を挙げました。

- ・ 3 歳から高校生まで兼業農家、サラリーマン時代は家庭菜園。(一般市民)
- ・ 定年後に畑を買って野菜を育てていましたが、最近は体力的にも限界を感じています。(一般市民)
- ・ おばあちゃんの家で手伝った (小・中・高生)
- ・ 田植えと稲刈りの手伝い (幼稚園・保育園の保護者)

「農業」に関することを体験できる場について、必要だと思いますか。				
		一般市民	小・中・高校生	幼稚園・保育園の保護者
1	必要である	44.7	40.6	74.3
2	必要でない	4.1	2.3	1.3
3	わからない	47.3	54.1	24.1
	無回答	3.9	3.0	0.3
<p>【意見】1,899名中778名から「農業」に関する体験できる場が必要であると次のようなコメントが寄せられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康のため体を動かすことは必要です。土をいじるとはとても体に良いことです。 (一般市民) ・体験できる場を作れば、農業の大変さや大切さを感じられると思いました。 (小・中・高生) ・野菜について実体験することにより興味と感謝の気持ちが芽生えると思う。 (幼稚園・保育園の保護者) 				

より多くの方が農業に興味を持っていただくために、どのような場が必要だと思いますか。(複数回答可)				
		一般市民	小・中・高校生	幼稚園・保育園の保護者
1	多くの市民が利用できるような貸し農園	44.9	36.1	44.6
2	野菜や果実を、もぎ取って食べられるような体験施設	41.8	64.7	74.8
3	地元で生産された野菜が購入できる施設	59.9	48.0	52.5
4	農業への理解を深めるような農業の総合施設	17.0	24.0	22.8
5	その他	3.6	1.8	6.0
	無回答	6.6	2.3	0.5

「農業」を体験できる場」についての自由意見

【意見】1,899名中899名から「食生活を見直すきっかけになる」前向きなコメントが寄せられました。

- ・野菜の作り方等を学べるようなイベントをしてほしい。(一般市民)
- ・私は小牧市の特産品をあまり知らないので、小牧市で取れた野菜など、いろいろなことを学べる施設があるといいと思います。(小・中・高生)
- ・種をまいて、水をやり、草とりをするなど、自分で育てるということを子どもに学んでほしいので、貸し農園(少しのスペースで低価格)が近くにあるといいかな。

(幼稚園・保育園の保護者)

・平成28年8月に農業関連施設の視察後に実施された（仮称）農業公園検討委員会委員向けのアンケート調査の主な結果は、次のとおりです。

視察した中で、実際に（仮称）農業公園に取り入れるべき事例はありましたか。
【意見】 <ul style="list-style-type: none">・自然を壊さないように野菜農園、果実、米、麦の栽培、家畜見物施設。・産直施設、農家レストラン、スイーツ店舗。・バーベキュー広場。・相談窓口としての「農業指導館」。

（仮称）農業公園では基本コンセプトを「食育と環境」としたいと考えていますが、それぞれ実施したい又は出来ると良い事業は何ですか。
【意見】 <p>（食育関係）</p> <ul style="list-style-type: none">・コーチン（地元特産）を利用した食材。・収穫だけでなく播種（又は苗の定植）から収穫までを体験させる。・もぎとり体験とその野菜を使った野外調理体験（災害時の炊き出し特訓にもなる）。 <p>（環境関係）</p> <ul style="list-style-type: none">・循環型農業。・竹林、栗林、調整池などを活かした里山体験事業。たけのこ、栗ひろい体験事業。定期観察会等の自然体験学習事業。・薪割体験。

市民意識調査では50%を超える市民が「家庭菜園を行っている、または行いたいと考えている」と答えていますが、あなた自身はどうですか。
【意見】 <ul style="list-style-type: none">・行いたい。・小中学校の食育、教育にも利用させる。・自宅に畑がある為、なければ行いたい。・ちょっとしたアドバイスをもらえるならつくってみたい。自作の野菜を食べたい。・とれたての野菜はおいしい、家庭菜園ことが食育の原点と考えるから。

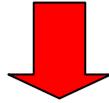
5. 整備計画の見直し

農業公園の整備計画の見直し	
<事業検討における課題、2つの観点>	
(1) 事業費の縮減に向けた取り組み、(2) 農業振興に向けた土地活用	
	
<位置、規模、機能の再検討>	
(1) 位置 ；現在の位置で適していると判断。 桃花台ニュータウンから約300m余りという利点、南向きの斜面が多く占めている。	
(2) 規模 ；当初約11haから、約6haへ修正。 ※農業への活用において不向きな用地の精査や建設コストの縮減を検討	
(3) 機能 ；多くの市民が自ら作付できる農園の需要が図れる。 モモ栽培サポーターなどの、後継者、新規就農者などを育成、拡充する場と判断。	



<市民向けアンケートの結果より（抜粋）>	
・1,899名中778名から「農業」に関して体験できる場が必要とコメントが寄せられました。	
・より多くの方が農業に興味を持っていただくために必要と考えられる場	
(1) 多くの市民が利用できるような貸し農園	
(2) 野菜や果実を、もぎ取って食べられるような体験施設	
(3) 地元で生産された野菜が購入できる施設	
<検討委員会委員向けアンケートの結果より（抜粋）>	
(実施できると良い主な事業)	
・収穫だけでなく「播種（又は苗の定植）から収穫まで」を体験させる。	
・竹林・栗林・調整池などを活かした里山体験事業。	





○これまでの流れを汲み、また、市民アンケートの結果や検討委員会からの委員意見を受け、次の2点の課題が考えられる。

《課題》

- ① 「食育」と「環境」の両面からのアプローチの必要性
- ② 農業への関心や営農意欲を育む農業関連施設の必要性

○上記の課題を考慮し、事業用地の利活用や、従前からの基本理念である「食育と環境」を念頭に、基本構想の再構築をする。

第2章 基本構想

1. 事業コンセプト

(1) 基本理念

テーマは、「食育と環境 ～農と里山の恵み・ふれあい～」

平成20年3月に策定された「(仮称)小牧市農業公園整備基本構想」における基本理念では、周辺地域の農家、市民団体等の相互理解のもと連携を図る「都市型」の仕組みをつくることを事業展開とし、「小牧から発信する都市型食農学習施設」として、多くの市民に「食育と環境」を伝える場としていました。

今回の見直しにおいては、「食育と環境 ～農と里山の恵み・ふれあい～」をテーマとし、子どもや高齢者の方々を含めた全ての世代の市民を対象に、身近な農業を通じた食の大切さを理解する場とするとともに、里山を生かし自然環境とのふれあいの場を通して農業振興の発信の場を目指すものとします。

《事業コンセプト》	
(1) 基本理念 (テーマ)	
「食育と環境 ～農と里山の恵み・ふれあい～」	
対象	子どもや高齢者の方々を含めた全ての世代の市民
目標	次の2面の方向から、農業振興の発信の場を目指す。 (食育の面から) 身近な農業を通じた食の大切さを理解する場。 (環境の面から) 里山を活かし自然環境とのふれあいの場。
(2) 基本方針 (キーワード) 「体験」、「交流」、「育成」	
体験	一定期間畑を貸し出し農作業を営む「市民農園」や収穫する楽しさを体験する「収穫体験農園」ができる場の提供。
交流	市民や生産者が、農業を通じてふれあい、生きがいを感じる場の提供。
育成	地域に根付いた担い手が育成・確保されるよう、農業・農作業の知識等を提供できる場(教室)の提供。

(2) 基本方針

キーワードは、「体験」、「交流」、「育成」

平成20年3月策定の基本構想では、「施設は、小牧市の“小さな村”と考え、農業と環境にやさしいライフスタイルを実践している村人の生活の中に来訪者が溶け込み、食べ物や農業、環境について考えるきっかけとなる公園とします。」と定めていました。

今回の見直しにおいては、平成28年10月に実施したアンケート調査の結果のうち、特に幼稚園・保育園の保護者や小中高校生から、農業に関することを体験できる場の必要を聞いた質問について、「農業の大切さを知るため」等の具体的なコメントを多くいただきました。

また、「農業」に関する体験を聞いた質問の中で、多くの方々が、保育園・幼稚園や学校で体験する芋ほり等の農業体験を挙げられ、若い世代の農業に関する関心の高さ、特に、若い親世代が子ども成長教育の一環として農業の大切さを考えていることが推察されます。

さらに、小中高校生からは、幼年期からの農業体験が深く思い出に残っており、食べることの根幹の一つに農業体験が起因していることが推察されます。

これらのことから食育の大切さの理解を深められるようにするとともに、農業者の高齢化、後継者不足による農業者の減少、耕作放棄農地の増大という懸案に対し、新たに農業への関心と営農意欲を育む施設となるよう整備を図り、担い手の育成及び確保を推進していくため、基本理念を踏まえ、次の3つのキーワードに基づいた取り組みを行うことを基本方針とします。

(キーワード)

①「体験」

一定期間畑を貸し出し、市民が農作業を営む「市民農園」、果樹、芋ほり等収穫する楽しさを体験する「収穫体験農園」ができる場を提供します。

また、里山の森を散策路できるように、自然環境を楽しむ場を提供します。

②「交流」

市民や生産者が、農業を通じてふれあい、生きがいを感じる場を提供します。

③「育成」

地域に根づく担い手が育成され、確保されるよう、農業のきっかけづくりとして市民農園をはじめ地産地消に基づく農業・農作業の知識等を、市民に提供できる場（教室）を設けます。

2. 施設整備のあり方

(1) 土地利用の考え方

農業公園は、全ての世代の市民、特に子どもや高齢者の方々を対象に、環境に配慮した取組みを行い、循環型社会のあり方を示す場となることを目指します。

そのため、農業公園全体を、農作業を通して身近な農業に触れることができる「市民菜園ゾーン」、農業と食べ物のつながりを農業体験等を通して伝える場となる「体験農園（畑）ゾーン」及び「体験農園（果樹）ゾーン」、里山の散策をしながら自然環境とふれあう場である「里山（協働活用）ゾーン」、そして管理棟や農作業具置場などを設置する「施設管理ゾーン」の、5つのゾーンに区分します。

その他の部分は、「駐車場ゾーン」や、利用に応じて将来的に拡張することを考える「将来の拡張ゾーン」とします。

なお、車椅子の利用者などが、収穫する体験ができたり、園内全域を周回し、農業公園を楽しんで散策ができるよう、ゾーン毎にバリアフリー化への対応について検討します。それぞれのゾーンの概要は以下のとおりです。



ゾーニング図

① 市民菜園ゾーンについて

- ・約 20 m²の区画に分けられた「市民菜園用の畑」を市民自らが自家用野菜などを栽培し、農作業の営みを楽しむ場となるよう、市民向けの「貸し農園」ゾーンとしていきます。
- ・不要となった作物を堆肥化できるようスペースを設け、菜園内で堆肥を活用できるよう検討します。
- ・区画数においては、利用状況により、徐々に増やすことを検討します。

<参加>

- ・年間契約により、利用者が畑を耕作し、土に触れ合える機会を供与します。
- ・畑の耕作方法や道具の使い方について、利用者に一から丁寧に指導できるよう、アドバイザーを設置し、農業への関心が図られるよう検討します。



市民菜園ゾーン

② 体験農園（畑）ゾーンについて

・落花生など、普段あまり触れる機会が少ない野菜を収穫体験できるよう、多種多様な野菜を育てることを検討します。

<参加>

・家族連れやグループが、市内外から気軽に農業公園を訪れ、気軽に野菜の収穫を楽しむことができるゾーンです。

・小学校の児童などが、種まきから収穫までの一連を体験し勉強できるようなスペースの設置を検討します。



体験農園（畑）ゾーン

③ 体験農園（果樹）ゾーンについて

・様々な種類、また季節に応じた果樹を収穫する喜びを体験することができる空間を目指します。

・農業を身近に感じることができる場を目指します。

<参加>

・家族連れやグループが、市内外から気軽に農業公園を訪れ、果樹のもぎ取りや収穫を楽しむことができるようなスペースの設置を検討します。



体験農園（果樹）ゾーン

④ 里山（協働活用）ゾーンについて

- ・「里山（協働活用）ゾーン」は、里山の森を散策できるよう、自然環境に触れ合える場としていきます。
- ・計画地内の樹林地の生態的価値や景観の向上を図りつつ、既存の樹林地の活用やシンボリックな樹木の保存を考慮した場となるよう検討します。
- ・公園内で自然に親しむことができるよう、水に触れるスペースを設けることを検討します。
- ・落ち葉等を堆肥化できるようなスペースを設け、市民菜園内で堆肥を活用できるよう検討します。



里山（協働活用）ゾーン

⑤ 施設管理ゾーンについて

- ・「施設管理ゾーン」は、農業公園への入り口になるとともに、人と人の動きとふれあいが見える「農業公園を管理する場」となるよう整備していきます。
- ・駐輪場や一般駐車場のほか、身体に障がいのある方や高齢者のためのおもいやり駐車スペースの設置を検討します。
- ・公園を快適に利用できるようシャワー室、トイレ等を配置した管理棟の設置を検討します。
- ・管理棟内では、講習会やミーティングができるような部屋の設置を検討します。
- ・農作業に必要な道具を貸し出しできる倉庫の設置を検討します。

⑥ 駐車場ゾーンについて

- ・主に、市民菜園ゾーンの利用者と、里山（協働活用）ゾーンを散策する方々を対象とした駐車場を整備します。
- ・駐車台数については、市民菜園ゾーンの利用区画に相応した数を設置できるよう、駐車スペースの拡張を検討しながら整備していきます。

⑦ 将来の拡張ゾーンについて

- ・「将来の拡張ゾーン」は、農業公園内の目的と市民の利用内容などに応じて、必要な範囲を拡張できるように対応するゾーンとします。
- ・将来的に、市民菜園ゾーン、体験農園（畑）ゾーン、体験農園（果樹）ゾーン及び駐車場ゾーンの拡張については、一般利用者の利用状況に基づき対応します。
- ・市民菜園などを経験し、農業に関する知識や経験を、更に深く習得しようとする方や将来的に就農を考えている方などを対象に、農作業や園芸知識を学習する場の拡張を行うなど、新たな農業の担い手の育成を目指します。
- ・将来的に、公園内で収穫された農作物等をもって収穫祭を開催したり、物販を実施するような「地域交流の場」を目指します。

(2) 動線計画の考え方

① エントランス

市道岳造1号線に接する施設管理ゾーンをメインエントランスとし、農業公園にふさわしい出入口と駐車場を設けます。

② 利用動線

里山（協働活用）ゾーンの樹木の中の散策路を抜けて農園ゾーンに入る動線をメインに、ゾーン内や各ゾーンをつなぐ動線も確保します。

③ 管理車両

管理車両の動線は、東側の市道岳造1号線と西側の市道法尺寺6号線より、それぞれ活用します。

(3) 基盤施設計画の考え方

①交通計画

環境に配慮した農業公園とするため、駐車場は最低限必要な台数の整備にとどめ、できる限り植栽を行い、木陰のある駐車場となるよう検討します。

イベントなどの混雑時は鷹ヶ池の駐車場の活用などを検討します。

②造成計画

極力現況の地形を活かした公園整備を行うこととします。

造成により発生する土は、農業公園内で切り盛りのバランスをとることとし、造成土の搬出はできる限り行わないよう検討します。

③防災計画

農業公園は、丘陵地であるとともに、砂防指定地内です。そのため、土砂災害のない、安全な土地利用を図るための防災計画を検討します。

④植栽計画

植栽については、地域本来の植生や生態系に配慮しつつ、圃場以外でも、農業公園全体で農業を学べるような植栽になるよう検討します。

⑤設備計画

・ 給水

田畑を涵養する水については、雨水、排水処理水の有効活用により、水道使用量の削減を図ることとします。

・ 雨水排水

雨水排水量の削減を図るとともに、表面排水については、地形勾配を活用して既存の排水路に排水します。また、法規制に伴う調整池の必要性が生じた場合には、法令等の基準に準じた調整池を整備します。

・ 汚水排水

汚水については、浄化槽などで処理した後に放流することを検討します。

・ 安全設備

利用者の安全、安心の確保のためにAEDや、施設内の情報提供のための通信・放送設備、また、侵入者への対応など、必要に応じて設備の設置を検討します。

(4) 施設の規模の考え方

今後、具体的な農業公園の施設計画を検討していく上で、施設の大きさや駐車場の台数、トイレの数などの規模を定めるためには、ゾーンごとの利用者数の想定などを行っていく必要があります。

どのような組織体制で、どのようなサービスを、来園者に提供していくのかを検討して、施設の規模について考慮していきます。

3. 周辺施設との連携

農業公園の周辺にある「市民四季の森」や「エコハウス小牧」などと連携することにより、地域全体の農業や環境への意識が高まることが期待されます。

家族連れが楽しめる「温水プール」や高齢者が利用できる「第1老人福祉センター野口の郷」などは、巡回バスを利用することにより行き来することができます。また、「小牧ワイナリー」や「グリーンセンター桃花台店」などでの買物を楽しんでいただくことにより、東部地区全体を多くの方々が周遊することにより活気づくことが期待されます。

4. 環境への取り組み

環境への取り組みは、農業公園全体の事業として取り組まなければならない大切な事項の一つです。

残渣を堆肥化するなど循環できる施設として取り組むことができるよう検討します。

果樹などを育てるための農作業を行う上で、農薬等は虫や病気から守るため、必要となります。

環境への影響を考慮して、果樹については、必要最小限の分量で必要な範囲に対し農薬等を使用するよう取り組むことを検討します。

また、市民菜園については、化学合成農薬等を使用しないような環境への取り組みを検討します。

さらに、里山（協働活用）ゾーンをはじめとする樹木や草花等の管理については、病害虫の発生に対する取り組み等を図るとともに、定期的な下刈りや除伐を行うことにより、利用者が心地よく過ごせるような環境づくりに取り組むことを検討します。

5. 管理運営のあり方

(1) 管理運営のために必要な体制

①管理運営に必要な能力

・施設の維持管理能力に加え、栽培指導、イベントの開催といった事業の運営能力が必要となります。

②統括・調整能力

- ・関係団体・地域等との調整、利用者の受付、個人情報の管理・法令遵守等
- ・利用者への指導力、災害等突発的な事態への対応等

③施設維持管理能力

- ・農作物等の管理（水の管理、水利の調節含む）
- ・快適な緑地維持管理、建物施設・設備維持管理等

(2) 管理運営のための形態

（仮称）小牧市農業公園の円滑な管理運営のためには、管理主体が、本施設をマネジメントするための技術力や経験が十分に備わっていることが求められます。また、経費節減を図るとともに、利用者の声に応える柔軟な対応が必要となります。

そのため、市直営、業務委託、指定管理者制度のいずれかの手法が考えられますが、本計画における管理運営のための形態につきましては、平成30年度にそれぞれの手法により取り組んでいる事業主体を参考にしながら、管理運営体制を検討します。

6. 概算事業費

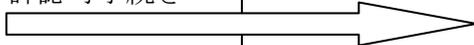
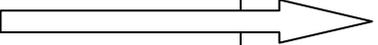
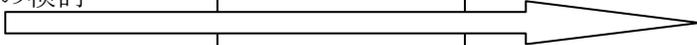
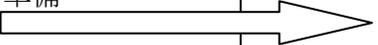
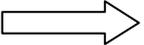
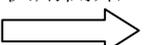
・全体区域 約6ヘクタール

項目	内容	概算事業費
造成開発区域の整備費 (将来の拡張ゾーンを含む。)	約6ha	305,000千円
建築物等	管理棟他 一式	120,000千円
計		425,000千円

※上記の金額は概算であり、整備内容や施工方法の変更により変動することがあります。

7. 今後のスケジュール

・農業公園の事業化のスケジュールを以下のように予定しています。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
施設整備	基本計画 ※					
		基本設計				
			実施設計			
	許認可関係事前協議	許認可手続き 				
		地質調査等				
				造成工事 	(前期)	(後期)
管理運営	管理運営体制の検討 			管理運営体制の準備 		管理運営 
						供用開始 

※…補正予算対応